

監査報告第2号  
令和7年（2025年）5月15日

札幌市監査委員 庄 司 正 史  
同 愛 須 一 史  
同 高 橋 克 朋  
同 福 田 浩 太 郎

令和6年度第3回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

なお、庄司正史委員は、藤江正祥委員の後任者として令和7年4月1日付けをもって選任されたので、この監査は行っておりません。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
総務局	秘書部									
	国際部		1					1		3
	広報部								1	1
	オンブズマン 事務局									
スポーツ局	スポーツ部		3	1				4	2	1
	招致推進部		1					1		
豊平区	市民部		1					1		1
	保健福祉部		1					1	1	1
清田区	市民部									
	保健福祉部		1					1		1
南区	市民部		2					2		
	保健福祉部		1		1			2		3
5局（区）	12部		11	1	1			13	4	11

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

## 2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
水道局	給水部	1	4			5	1
1局	1部	1	4			5	1

## 3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
一般財団法人札幌市職員福利厚生会	財政援助団体		
北海道中央バス株式会社	財政援助団体		
ジェイ・アール北海道バス株式会社	財政援助団体		
株式会社じょうてつ	財政援助団体		
札幌国際芸術祭実行委員会	財政援助団体	3	1
株式会社コンサドーレ	財政援助団体	1	
学校法人大藤学園	財政援助団体	1	
株式会社札幌エネルギー供給公社	出資団体	1	
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会	財政援助団体	1	1
	公の施設指定管理者	5	1
一般社団法人札幌市医師会	財政援助団体		
	公の施設指定管理者	1	
10団体		13	3

財 務 監 査 等  
(事務)

抜粋版

# 財務監査等（事務）報告書

令和6年度第3回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。  
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

**監査の種類** 財務監査、行政監査

## 監査の対象

総務局 秘書部、国際部、広報部、オンブズマン事務局  
スポーツ局 スポーツ部、招致推進部  
豊平区 市民部、保健福祉部  
清田区 市民部、保健福祉部  
南区 市民部、保健福祉部

## 監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、16ページからの別表のとおりである。

## 監査の実施内容

監査の範囲	令和6年1月1日から同年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和7年1月9日から同年3月27日まで

## 監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

## 第1 指摘事項

### 1 支出事務

(省略)

### 2 財産管理事務

(省略)

### 3 行政運営事務

#### (1) 乳幼児健診に関する事務を適正に行うべきもの

【南区保健福祉部】

乳幼児健診に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア 国の機関に対する照会について、国が指定する様式の不使用を理由として返戻されているものがみられた。

なお、課内の別の係においても同様の照会を行っているが、この照会については国から照会文書を返戻されていない。

イ 上記アの照会文書の返戻後、再度照会文書を発送するまで、結果として1か月以上を要していた。

上記アについては、別の係では返戻されていないことを踏まえると、事務に関する理解が不十分であったことに加え、課内での情報共有や連携が不十分であったことが一因であると認められる。

また、イについては、照会を再度検討すべき事情が発生したことは認められるものの、不備により返戻された経緯を踏まえると、直ちに国の指定様式を使用し、速やかに再照会を行うべきと考える。

今後は、組織における事務の適正な執行の確保に特に留意し、事務の状況把握や速やかな処理に意を用いることはもとより、必要に応じて他区の状況を参考にして事務の進め方を見直すなど、適正かつ迅速な事務の執行に向けて改善に努められたい。

## 第2 意見（要望）事項

(省略)

## 第3 基本的遵守事項

(省略)